滋賀県万博推進ロゴマーク利用取扱要領

滋賀県

(趣 旨)

第1条 本要領は、本県における大阪・関西万博の機運醸成および本県に関係する取組 の発信を目的とした滋賀県万博推進ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の利 用について、必要な事項を定める。

(ロゴマークのデザインと利用にあたっての留意事項)

第2条 ロゴマークのデザインは、別紙「滋賀県万博推進ロゴマーク使用ガイドライン」 に基づくものとする。ロゴマークの利用においては、本県における大阪・関西万博の 機運醸成および本県に関係する取組の発信に資するよう努めるものとする。

(ロゴマークの利用者および利用範囲)

第3条 本県における大阪・関西万博の機運醸成および本県に関係する取組の発信に協力する者は、普及啓発、資金調達、商業利用等を目的としてロゴマークを利用することができる。

(利用料)

第4条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(事務局)

第5条 ロゴマークの管理に関する事務は、滋賀県総合企画部万博推進室において処理 する。

(利用の届出)

- 第6条 ロゴマークを利用しようとする者(以下、「利用希望者」という。)は、予め、 別記様式「滋賀県万博推進ロゴマーク利用届出書」(以下「届出書」という。)を万博 推進室長に届け出るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ の限りでない。
 - (1) 県内の地方公共団体が使用する場合
 - (2) 県内の地方公共団体が構成員となる団体、または、県内の地方公共団体が事務局を所管する団体が使用する場合
 - (3) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合

- (4) 大阪・関西万博の機運醸成を目的として名刺に印刷をする場合
- (5) 企業・団体等の組織内部で説明するための資料を作成する場合
- (6) その他、万博推進室長が適当と認める場合

(届出内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「滋賀県万博推進ロゴマーク利用届出書」を万博推進室長に提出しなければならない。ただし、使用予定期間など、軽微な変更についてはこの限りではない。

(ロゴマークに係る権利)

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、滋賀県に帰属する。利用者は、ロゴマーク ならびにロゴマークを含む商標および模様等について、商標登録および意匠登録をしてはならない。

(ロゴマークの利用報告等)

第9条 万博推進室長は、利用者に対し、ロゴマークの利用状況について報告を求め、 またはロゴマークを利用した物品や資料等の提出を求めることができる。

(利用者の制限)

- 第10条 万博推進室長は、利用希望者(届出者が法人の場合、法人の役員を含む。)が、 次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用を認めないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
 - (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引 を行う者
 - (4) 法令および公序良俗に反すると認められる行為を行う者
 - (5) 滋賀県の信用または品位を損なうと認められる行為を行う者

(利用にあたっての注意事項)

- 第11条 ロゴマークの利用に当たり、次の各号に掲げる事項は禁止する。
 - (1) ロゴマークの使い方を定めたガイドラインに沿わない方法で利用すること。
 - (2) 法令および公序良俗に反すると認められる方法で利用すること。

- (3) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる方法で利用すること。
- (4) 滋賀県の信用または品位を損なうと認められる方法で利用すること。
- (5) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で利用すること。
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる方法で利用すること。
- (7) 利用者が提供する物品やサービス等について、滋賀県により品質や安全性が保証 されていると誤認させる方法で利用すること。

(利用の停止等)

- 第12条 万博推進室長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の停止 を求めることができる。
 - (1) 受理した届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (2) 前二条の各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (3) その他、利用の継続が不適当であると認められた場合
- 2 利用者が前項各号の規定に該当したときまたは該当している疑いがあるとき、万博 推進室長は利用者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 利用者が第1項に規定する求めまたは前項に規定する指示に応じない場合、万博推 進室長は利用者に対しロゴマークの利用停止を命じることができる。
- 4 前項の規定により利用停止を命じられた者は、利用停止の日からロゴマークを利用 することはできない。
- 5 滋賀県は、前四項の規定による利用の停止や是正に伴って生じた損害について、一 切の責任を負わない。

(事故、苦情等の処理)

- 第13条 ロゴマークを利用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合、または利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、利用者は、これに対し全責任を負って必要な措置を講ずるものとし、滋賀県は、利用者に生じる損害について一切の責任を負わない。
- 2 利用者が滋賀県に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(その他)

第14条 本要領に定めるもののほか、ロゴマーク利用に関して必要な事項は、万博推進 室長が別に定める。

付 則

1 この要領は、令和6年(2024年)10月11日から適用する。